

指定障害福祉サービス等事業所
管理者様

奈良市障がい福祉課長

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の配置に必要な
実践研修受講の再確認について(注意喚起)

平素は、本市の障害福祉行政にご協力をいただきまして、ありがとうございます。
また、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策にもご尽力くださり、ありがとうございます。

標記の件につきまして、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の配置に必要な研修の制度見直しにより、経過措置が設けられているところです。今般、実践研修の受講について、一部で条件を満たさない事例が散見されますので、各事業所におかれましては、下記事項を必ずご確認ください、再点検等ご対応いただくとともに、現にサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として勤務する者が必要な研修を受講していなかったことが発覚した場合は、速やかにご連絡くださいますようお願いいたします。

記

1. 実践研修の取扱いについて

- (1) 平成31年3月31日において、現にサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者に該当する者

↓

実践研修修了者としてみなされます。ただし、令和5年度までに更新研修を修了し、修了日の属する年度の翌年度を初年度として5年ごとに更新研修を改めて修了することが必要です。

- (2) 実務経験を満たした上で、令和3年度までに基礎研修修了者となった者

↓

基礎研修修了後3年間は、実践研修修了者とみなされます。よって、基礎研修修了日から3年以内に実践研修を修了していない場合は、「サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者の欠如」の対象となります。なお、本件の場合には「やむを得ない欠如」の対象とはなりませんので、ご注意ください。

(3) 令和4年度以降に基礎研修修了者となった者

↓

実践研修を修了していなければ、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として配置することはできません。

2. 更新研修の受講期限について

上記「1. 実践研修の取扱いについて(1)」に記載のとおり、平成31年3月31日において、現にサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者に該当する者をサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として配置している場合、令和5年度までに更新研修を修了しなければ、令和6年度以降は配置することはできません。令和5年度に実施される更新研修の受講漏れがないよう、ご注意ください。

3. 実践研修を期限までに未受講の場合について

上記「1. 実践研修の取扱いについて(2)」に記載のとおり、令和3年度までに基礎研修修了者となり、現時点でサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として勤務している者が、3年以内に実践研修を修了していない場合は、「サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者の欠如」の対象となります。

この場合、基礎研修修了日から3年を経過した日から欠如が始まり、その翌々月から欠如が解消されるに至った月までの間は「サービス管理責任者(児童発達支援管理責任者)欠如減算」が適用されるほか、状況によっては「個別支援計画未作成減算」も適用されることとなります。

また、児童発達支援管理責任者が欠如となった場合は、上記減算が適用されるほか、「児童指導員等加配加算」を算定されている場合は、欠如期間中は当該加算が算定不可となりますので、ご注意ください。

【本件に係る連絡先】

奈良市 福祉部 障がい福祉課 指定係

〒630-8580

奈良市二条大路南一丁目1番1号

(全般) jigyoushoshitei-shougai@city.nara.lg.jp

(質問) jigyouqa@city.nara.lg.jp